

海岸部局における漂着ゴミ等に係る対策について

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

- 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

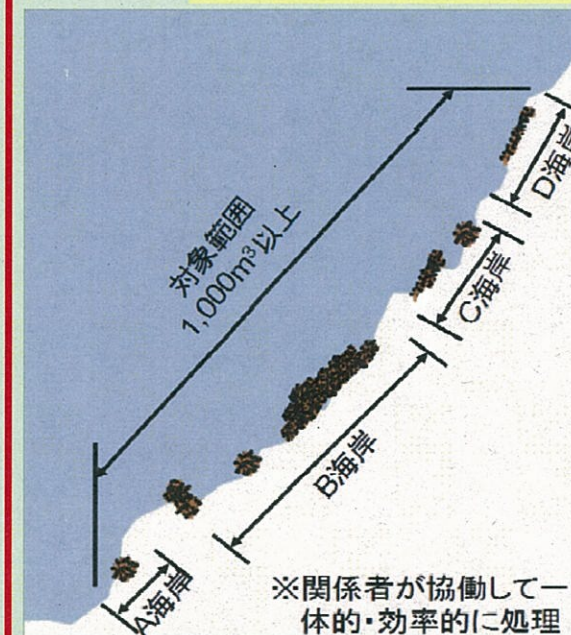
本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

○事業実施主体：

海岸管理者(都道府県、市町村)

○補助率：1/2

(複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理)



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と海岸の清掃状況

事業制度周知のための取組

- 海岸部局が連携して、地方ブロック別に事業の制度周知を目的とした事業主体に対する説明会を実施(平成20年度は全国10の地方ブロックで開催済)
- 今後も事業制度周知や活用のための取組を推進